

令和4年八千代市農業委員会

第3回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和4年八千代市農業委員会第3回総会議事日程

開催日時	令和4年3月9日(水)午後1時30分～午後2時45分
開催場所	八千代市役所旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第7号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第4号	農地法第3条の件
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第6号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
議案第7号	令和4年度八千代市農作業別標準料金の策定について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (12名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	6 將司実	7 加茂太郎
8 佐藤孝之	9 花島淳	10 立石勝則
11 稲垣哲也	13 齋藤孝一	14 小名木伸雄

(欠席委員: 5 安原清 12 間野恵一)

## ◆出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により招集なし

## ◆事務局 (4名)

局長 村田 順儀	次長 小林 直樹	主査 中尾 通彦
主事 柳田 惇		

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

## ◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、本日は農業委員のみの招集としましたことをご承知ください。</p> <p>また、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただき、発言する際は着座にてお願いします。</p> <p>なお、皆さんの前にパーテーションを設置しているため、採決や発言の際の挙手は、手をまっすぐ上げてくださいますようご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、12名であり、農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第3回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>2番 黒崎委員、3番 島村委員、両委員をお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>本件は、2月25日、地区担当の花島委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。萱田上ノ台等の畑17筆で、市民会館の北約120メートルに位置しています。</p> <p>対象地は生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしてきましたが、故障により、今後耕作を続けることが困難となったため、市長に対し、買取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>去る2月25日、現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、事由発生者が故障したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。      続いて採決を行います。      議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。      よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第4条の件、県許可分、本件は全部で2件ありますが、2件は関連する案件であるため、説明を一括して行い、審議・採決は案件ごとに行います。      それでは、申請番号1番及び2番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p>
議長	<p>【申請代理人入室】</p> <p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。      始めに、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、2月25日、地区担当の鈴木委員、綱島推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。      場所は、案内図2ページをご覧ください。勝田五百堂の畑2筆で、勝田台中学校の北西約360メートルに位置しています。土地利用計画図は次の3ページを併せてご覧ください。      申請理由は、高齢のため農作業の継続が難しくなっており、申請地の有</p>

	<p>効利用について検討した結果、近隣住民から駐車場の設置の要望があることから、貸駐車場を計画したいとするものです。</p> <p>始めに、転用許可基準である立地基準について、農地区分は、農用地ではありませんが、農地の集団規模が10ヘクタール以上あり、第1種農地に該当します。</p> <p>また、水管、下水管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域にあること、申請地からおおむね500メートル以内に2カ所の教育施設があることから、第3種農地にも該当します。</p> <p>この場合には第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地は原則許可となります。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること、雨水は、碎石敷きの自然浸透とすること、工事中は、柵等を設置し、隣接地への土砂等の流出を防止することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木です。</p> <p>去る2月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、高齢なため、農作業の継続が難しくなっており、申請地の有効利用について検討した結果とのことです。転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>3番 島村委員どうぞ。</p>
島村委員	<p>3番 島村です。近隣の住民から駐車場設置の要望があったとのことで</p>

申請代理人	<p>すが、具体的にどのような要望があったのでしょうか。</p> <p>当申請地は、市街化区域に隣接しておりまして、半径約200メートルの中に、一般所帯が約129所帯、マンションが180所帯、合計309所帯ありまして、駐車場の利用見込みはあると考えました。マンションの管理人に聞いたところ、現在10台くらい空き待ちになっている状態ということも聞きましたし、対面に住んでいらっしゃる方からも、何年も前から、駐車場を作ってくれないかという要望があったので、需要があるという見込みで今回申請しました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>2番 黒崎委員，どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>2番 黒崎です。</p> <p>ご高齢で農業ができなくなったの貸し駐車場へというお話ですが、駐車場は舗装ではなく砂利敷きということなので、何年か経過すると、駐車場の管理は、ご高齢の申請者本人がされるのでしょうか。それとも、委託して管理されるのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>許可が下りましたら、看板等を建て、利用者を募集し、業者に委託して管理するという方針になっています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>土地利用計画図を見ますと、駐車場の南側はH鋼で土留めがされています。その左側，南西側はコンクリートブロック8段積みとなっていますけれども、この高さで設置することは建築基準法に抵触するのではないですか。</p>
申請代理人	<p>現況図で一番低い場所は、このH鋼がある所で、道路よりマイナス1.08メートルです。コンクリートブロック8段積みの所になると、マイナス90から93センチメートルで、一番低い所ではマイナス1.06メートルになっています。</p>
花島委員	<p>そうしますと、隣地のほうが、少し低く、高さ1メートルくらいかもし</p>

申請代理人	<p>れませんが、土圧がかかる土留めになるということですか。なおさら建築基準法に抵触するのではないですか。</p> <p>事前に開発指導課へ確認した際は、開発行為の許可は不要ということでした。</p>
花島委員	<p>開発許可は不要かもしれませんが、駐車場を利用する方が駐車した時に例えばコンクリートブロックが崩れたり、倒れたりしては大変なので、基準を守って施工してください。土地利用計画図にはコンクリートブロック8段としか記載がないので、詳しいことは分かりませんが、例えばブロックの厚みによっては8段以上でも可能な場合もあります。今のお話を伺うと、土留めの部分があるので、それはブロック塀ではなく、あくまでも土留めなので、この図面の説明だけでは、建築基準法に抵触するのではないですか。</p>
議長	<p>花島委員の指摘が、委員の皆さんにも分かるように基準を説明してもらえますか。</p>
花島委員	<p>昔、宮城県沖地震というのがありまして、それまでコンクリートブロックは3メートルまで積めたのですが、昭和56年に建築基準法の改正があり、規制が強化されました。これはあくまでも地上の部分であって、地下の部分というのは、もっと土圧がかかるので、さらに基準が厳しくなります。</p> <p>数年前、高槻市で通学中の女の子が、崩れたコンクリートブロックの下敷きになって亡くなったという事故もあったので、この駐車場を利用する人が被害を受けるのではないかという懸念があります。</p> <p>コンクリートブロックを積むことは、設計者が構造計算してRC、鉄筋コンクリートで造っても良いし、コンクリートブロックにも型枠ブロックといって、国の認定された製品があるのですが、それはブロック自体が型枠の役目をして、多くのコンクリートを充填でき、鉄筋のピッチもきちんと入ります。</p>
議長	<p>この土地利用計画図以外に、より詳細な図面はありますか。</p>
事務局	<p>今、確認したところによりますと、詳細な構造図までは添付しておりませんので、事務局といたしましてもその構造までは把握できていないという状況です。</p>

議長	花島委員が指摘したことは、事務局でも問題あるものと認識していますか。
事務局	今回の申請は駐車場用地ということで、建築基準法というのは何か建てるものに対する法律ですので、建築基準法には抵触しないと考えていました。
議長	建物を建てる場所ではないから問題ないという見解ですか。花島委員、それに対して意見ありましたらどうぞ。
花島委員	コンクリートブロックは工作物なので、建築基準法に抵触するおそれがあります。住居とか倉庫とか、そういった建物は、建築確認をとりますが、コンクリートブロックは工作物ですから、建築確認はとりません。グレーゾーンですが、駐車場の車止めでさえも工作物とみなされることがあり、これは見解が分かれるのですが、コンクリートブロックは、あくまで工作物なので、建築基準法に準じた形で施工していただきたいと思います。
議長	申請代理人、いかかですか。
申請代理人	コンクリートブロックの設置にあたって、構造計算まではしていません。法に触れない範囲で造成をしてほしいというご意見だと思いますので、必要であれば書類を提出するようにします。そういった条件付きで、できればと思います。
議長	それでは、確認をするので暫時休憩とします。  【暫時休憩 4分間】
議長	それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 事務局と申請人で協議した結果、花島委員の指摘しているコンクリートブロックが建築基準法に違反しているかどうかについては、確認が今はとれないということなので、その点については、確認が取れ次第、基準に沿って施工してもらうこととします。花島委員よろしいですか。
花島委員	はい。

議長	<p>それでは、他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、始めに、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、先ほど申し上げました建築基準法関係については後日はっきりさせて、抵触するようであれば、是正していただくということを条件に申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番について、1番と同様に条件付きで申請のとおり原案</p>

	<p>を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の2番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の件，県許可分，申請番号1番について，申請代理人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p><b>【申請代理人入室】</b></p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。</p> <p>始めに，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，2月25日，地区担当の佐藤委員，戸田推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図4ページをご覧ください。島田台追分の畑2筆で，睦中学校の南西約460メートルに位置しています。土地利用計画図は次の5ページをご覧ください。</p> <p>申請理由は，県内で運送業を開業したいとする事業者が大型コンテナトレーラー用駐車場の設置を計画したいとするものです。</p> <p>土地の選定理由は，近隣の農地以外の土地で検討しましたが，代替地がなく，申請地でなければ転用目的が果たせないため選定したとのことです。</p> <p>始めに転用許可基準である立地基準について，農地区分は，農用地でないこと，また，農地の集団規模が10ヘクタール未満であること，市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから，第1種及び第3種農地にも該当しないため，第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について，土地の代替性が問われますが，提出された申請書を確認したところ，自己所有地等において計画施設の条件に適</p>

	<p>した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準について、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、隣地との境界には50センチの空間を設け、鉄板を設置し、土砂等の流出を防止すること、雨水は、砕石敷きの自然浸透とすること、工事中は、ガードマンを設置し安全に配慮することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>去る2月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番 將司委員どうぞ。</p>
將司委員	<p>6番 將司です。</p> <p>運送事業用の駐車場にするとのことですが、具体的な利用方法について教えてください。</p>
申請代理人	<p>この事業は、海上で輸送されてくる大型コンテナを、千葉港など東京湾にある港で受けて、一旦ここで中継所のようなかたちで保管して、お客様の元へ届けていくという利用を考えています。</p>
將司委員	<p>続けて質問させていただきます。大型のコンテナトレーラーが進入してくるとのことですが、前面道路の舗装などの問題はないのでしょうか。また、道路管理者との協議は行われているのでしょうか。</p>

申請代理人	<p>その件につきましては、この申請に先立ち、農政課に申請した農業振興地域の除外申請時に、同じような質問を受けました。道路について、土木管理課に境界についての管理と道路構造等、利用上、何か申請が必要か確認したところ、公道であって通行上、何ら制限はないので、特別な申請を出す必要はありませんという回答でした。</p> <p>もし、車によって、何か損害等が生じた場合については、きちんとした証明資料があれば、当然、加害者として直します。</p> <p>土木管理課から特に言われたこととして、境界をきちんと分かるように保存してくださいと指導を受けましたので、黄色い地杭を打って分かるようにしておきました。</p>
將司委員	<p>申請地に接続する道路は幅員が狭いので、大型コンテナトレーラー等が出入りするには、十分注意してください。もう一点、伺います。この運送用事業駐車場の事務所は隣地に設置するのですか。</p>
申請代理人	<p>事務所の所在地は、登記上この地番としているのですが、現場は市街化調整区域で、建物は建てられないということでしたので、事業者個人の携帯と、今回の事業を援助してくれる親会社で事務連絡を行い、郵送物等については現地にポストを設置して受取ります。</p>
將司委員	<p>しっかり管理のほうをお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
立石勝則委員	<p>事務局に聞きたいのですが、この案件は以前に総会で審議していませんか。</p>
事務局	<p>令和3年第1回総会にて「八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」ということで、農用地から除外する際に審議していただいております。</p>
議長	<p>農政課からの意見を求められたということですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。</p>
議長	<p>【申請代理人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、多数であります。 議案第3号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第3条の件 申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、2月25日、地区担当の加茂委員、志田推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の6ページをご覧ください。米本蛸池台の畑2筆で、新八千代病院の北西約100メートルに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p>

	<p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件について、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は7,162平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>7番 加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>7番 加茂です。</p> <p>去る2月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は遊休化し、荒廃しておりましたが、譲受人が当該農地を取得後、きれいに整備し使用したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なしの声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p>

	<p>議案第4号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第4号の1番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に，申請番号2番について，審議及び採決を行います。</p> <p>2番について，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，2月25日，地区担当の今井推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図の7ページをご覧ください。保品庚塚の畑1筆で，少年自然の家の南西約800メートルに位置しています。</p> <p>申請内容は，賃貸借権の設定です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農地所有適格法人の設立です。</p> <p>法人が農地を取得するための農地法第3条の許可基準として，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>法人の要件は，法人形態，事業，構成員，議決権，業務執行権，それぞれ要件を満たしていることを確認しています。</p> <p>また，地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因は無く，問題はありません。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，現地調査を実施した委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。</p> <p>去る2月25日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として，適切に管理されておりました。</p> <p>本件は，既存の農家が法人を設立したいとするもので，譲受人の取得要件についても，所有適格法人の要件を満たしておりますので，許可につい</p>

議長	<p>て特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p> <p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第4号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の2番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用集積計画審議の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>
局長	<p>お手元の資料で右上に「別紙1」との記載があります、令和4年第3回総会議案第5号案内図別紙1の1ページをご覧ください。 本件の場所は、米本赤作の畑2筆で、阿蘇中学校の西約180メートルに位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で、期間は1年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地及び貸付</p>

	<p>地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（2番から5番）</p>
局長	<p>続きまして、案内図別紙1の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は、島田御堂後等の畑19筆で、やちよ農業交流センターの北西約450メートル周辺に位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、使用貸借権の設定で、申請番号2番は新規、3～5番は再設定となります。期間は2番及び4番、5番は5年、3番は3年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地はありませんが、貸付地があり、こちらは所有適格法人に貸し付けられ、適切に管理されておりますので、問題ありません。</p> <p>「常時従事要件」について、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>事務局に確認ですが、議案第5号の2番から5番までが、案内図としては「別紙1の2」1枚に全て入っているということですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
議長	<p>この案内図では、2番がどの場所で、3番はどの場所ということが分からないので、表示をしていただきたいと思います。次回からで構わないので、お願いします。</p>
事務局	<p>分かりました。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。      続いて採決を行います。      議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。      よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読（1番）</p>
<p>局長</p>	<p>本件は、2月25日、地区担当の黒崎委員、小林推進委員と3月の現地調査班で調査を行いました。      相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。      場所は、現地調査案内図の8ページをご覧ください。      調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていたので、利用状況について議案書の回答のとおり、税務署に報告したいとするものです。      説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。      2番 黒崎委員どうぞ。</p>
<p>黒崎委員</p>	<p>2番の黒崎です。      去る2月25日に現地調査等により確認を行いました。      対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって、特段問題ないと思われまます。      委員の皆さまのご審議、よろしくお願いたします。</p>

次長	議案朗読（２番）
局長	<p>本件は、２月２５日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と３月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が２０年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、現地調査案内図の９ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていたので、利用状況について、議案書の回答のとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>８番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>８番の佐藤です。</p> <p>去る２月２５日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の２０年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第６号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>
議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第６号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙</p>

	手を求めます。
	<b>【挙手】</b>
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第6号については，原案のとおり回答することに決定しました。
議長	議案第7号 令和4年度八千代市農作業別標準農作業料金の策定について，事務局より説明願います。
局長	議案書の9ページ及び「別紙2 令和4年度八千代市農作業別標準農作業料金の策定について」をご覧ください。 農地法第52条に「農業委員会は，農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか，その所掌事務を的確に行うため，農地の保有及び利用の状況，借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集，整理，分析及び提供を行うものとする。」と規定されていることから，令和4年度における農作業別の標準農作業料金を策定したいとするものです。 昨年度と同様に，今年度においても，千葉県農業会議が県内市町村の農作業料金を取りまとめたデータと同一としたいものです。 情報の提供方法といたしましては，本総会で決定後，市のホームページへ掲載いたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	<b>【「質疑なし」の声あり】</b>
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第7号について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	<b>【「討論なし」の声あり】</b>
議長	討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第7号について，原案のとおり策定することに賛成の農業委員の挙

	手を求めます。
	<b>【挙手】</b>
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第7号については，原案のとおり策定することに決定しました。
議長	報告第1号 会長決裁事項の報告について，農地の転用事実に関する照会の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	<b>【「質疑なし」の声あり】</b>
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 報告第1号については，報告のとおり処理済みでありますので，ご承知願います。
議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について 農地法第5条届出書の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第2号については，報告のとおり届出があり，受理済みでありますので，ご承知願います。
議長	その他としまして，令和3年度第5回意見書策定委員会が開催されましたので，市川委員長から報告願います。
市川委員	意見書策定委員長の市川です。 3月3日，令和3年度第5回意見書策定委員会を開催いたしました。 議事内容は令和4年度八千代市農業施策に関する意見書に対する回答についてです。

	<p>回答内容につきましては、皆様のお手元に配布してあります回答文をご覧ください。会長あての鑑文があり、次のページからが回答の本文となっております。</p> <p>始めに、項目1「遊休農地対策及び担い手の確保について」では、多面的機能支払交付金について、小規模でも活用できるよう積極的な普及を求めました。回答では、「面積要件や集落単位の縛りはないため、職員が直接農家を訪問して、事業活用の推進に努める」とのことでしたが、「説明依頼があった際には」と書かれており、消極的な姿勢が見受けられます。</p> <p>新規就農者の支援については、関係機関と連携してサポート体制を整えるとのことでした。</p> <p>次に、項目2「有害鳥獣及び害虫対策について」の回答では、「多目的防災網の市補助分について、予算要求したものの配分に至らなかった」ということで、予算要求した点については評価できると思います。</p> <p>植物防疫事業については、「前年度と同様の予算措置をした」という回答でした。今後の予算増額の可能性について、農政予算についての説明会で改めて説明を求めたいと思います。</p> <p>次に、項目3「人・農地プランの策定について」の回答では、コロナ禍においてもアンケートを活用し、尾崎地区を参考に実質化を進めていくとのことでした。他の2地区の進捗については、改めて説明を求めたいと思います。</p> <p>最後に、項目4「スマート農業の推進について」の回答では、関係機関と連携して情報収集に努めていくとのことでしたので、収集された情報について、説明を求めたいと思います。</p> <p>以上が回答の概要となります。今回の要望は予算措置に対するものだけでなく、取組を求めるものもありました。回答にも「検討」や「努める」といった言葉が多かったため、例年5月頃に開催している農政予算に関する説明会にて、進捗状況の説明を求めたいと思います。</p> <p>なお、回答は農業委員会だより第48号に掲載しております。 説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。市川委員長ありがとうございました。</p>

議長	次に、令和3年度第9回広報委員会が開催されましたので、その報告と、八千代市農業委員会だより第48号の配付についての説明を、稲垣副委員長からお願いします。
稲垣委員	<p>広報委員会副委員長の稲垣です。</p> <p>去る10月8日、農業委員会総会終了後に令和3年度第9回広報委員会を開催しました。</p> <p>今回の会議では、校了前最後の校正について協議を行い、協議の結果、修正が必要な部分はないという結論に至りました。また、皆さんからご意見もなかったため、前回の総会で皆さんにお配りしました原稿の内容で校了としました。</p> <p>本日、完成した八千代市農業委員会だより第48号を皆さんのお手元に配付していますので、お手数をおかけしますが、農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている、黒い手提げ袋も配付していますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、農家の皆さんへ配付をお願いしたいと思います。</p> <p>また、名簿は、取扱いに十分注意しながら、配付する際の記録簿としてご利用ください。なお、名簿に「郵送」と記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。</p> <p>皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、農業委員会だよりは、事務局のカウンターに設置するほか、農協、農業交流センター及びふるさとステーションにも設置していただく予定です。ご承知おきください。</p> <p>最後に、配付が終わりましたら、「手提げ袋」と「名簿」は、必ず事務局へご返却くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会から報告及び説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、質疑を終わります。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、感染症対策を十分に行いながら、農業委員会だよりの配付にご協力をお願いします。</p> <p>稲垣副委員長ありがとうございました。</p>

議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度第1回農業者年金加入推進対策会議の開催について</li> <li>○令和4年度スケジュール及び現地調査班編成について</li> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> <li>4月7日（木）午後1時30分から</li> <li>市役所 旧館4階 第1委員会室</li> </ul> </li> <li>○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>3月28日（月）担当委員：黒崎委員，島村委員</li> <li>午後1時15分に事務局へ集合</li> </ul> </li> </ul>
議長	<p>以上で令和4年第3回総会を閉会します。</p>